

省エネ適合性判定における
「工事監理+完了検査」講習会

平成29年4月より、建築物省エネ法における規制措置の施行に基づき、建築主は2,000㎡以上の非住宅建築物の新築・増改築の際には、所管行政庁または登録省エネ判定機関による適合性判定を受けることが義務付けられました。

この制度は昨年4月より既に施行されておりますが、香川県並びに日本E R I（株）高松支店の協力を頂き、省エネ適合性判定における「工事監理+完了検査」の対応について、実務的な内容の講習会を下記の要領で開催しますので、多数の方が受講されますようお願いいたします。

- 【主催】 (一社)香川県建築士事務所協会
- 【日時】 平成30年2月6日(火) 受付13:30~ 開講14:00~16:30
- 【場所】 香川県社会福祉総合センター 6階研修室 (高松市番町一丁目10-35)
- 【定員】 30名(先着申込み順とし、1社2名までとさせていただきます。)
- 【講習内容】
- ・省エネ適合性判定の手続きの流れ DVD
 - ・工事監理と完了検査のポイント 講師 日本E R I（株）高松支店
 - ・省エネ適合性判定 確認申請 手続きとQ&A 講師 日本E R I（株）高松支店
 - ・建築物省エネ法の施行状況について 講師 香川県土木部建築指導課
- 【受講料】 ◎事務所協会 会員 2,000円(税込) ◎会員外 3,000円(税込)
※受講料は当日お支払いいただきますので、つり銭のないようご用意ください。
- 【講習会使用資料】 当日用意いたします。
- 【申込み方法】 下記申込書に記入の上、FAXにてお申込み下さい。
※申し込み確認後、受講券を送付いたします。
- 【申込み期限】 平成30年1月31日(水)

----- 受 講 申 込 書 ----- (切り取らず申込み下さい) -----

受講者氏名			
所属事務所名			
事務所所在地	〒	TEL	
		FAX	
納入金額	2,000円	事務所協会会員	
(該当項目に○)	3,000円	会員外	

FAX 送信先 087-812-3202 (一社)香川県建築士事務所協会事務局 お問合せ先 TEL 087-812-3201